



伊佐座小学校が完成

——生徒育成に必要な教室を完備——

町は、3月31日伊佐座小学校の第2期工事を完了し、計画のすべての工事を終わりました。

この伊佐座小学校建設は、基地周辺の整備事業として行なわれていたものですが、第1・2期工事を合わせて総工費2億2,800万円を費やしてできあがったもので、鉄筋コンクリート造りの3階建て、延床面積2,667,75㎡、教室の数も、普通教室13特別教室(理科・音楽・図工・家庭科)4、管理室(校長室・

職員室・放送室・事務室など)8、その他(更衣室・用務員室など)5と、生徒に必要な教室のすべてが完備されました。

なお、第1期工事完成時には、1年生から3年生までと6年生が入校していましたが、2期工事の完成で残りの4年生と5年生が入校し、すべての学年がそろいました。(写真は、全工事を終え、完成した伊佐座小学校)

老人大学

受講生の募集

県教育委員会では、昭和五十年度の老人大学の受講者を募集しています。

一、場所 遠賀町公民館

二、対象

中間・遠賀郡在住の60歳以上の男・女(新規受講者優先)

三、学習内容

① 教養コース(老人と生活時事問題その他の受講)
② 選択コース(園芸、短歌書道コースのうち一コース)

四、期間

五月下旬から十一月下旬まで午前教養コース、午後選択コース各二時間ずつ。

五、申し込み期日

5月10日(土曜日)まで六、申し込み先

町教育委員会社会教育係
くわしい事は教育委員会社会教育係におたずね下さい。

町の人口

(50年3月末現在)

人口	24,064
男	11,656
女	12,408
世帯数	7,096



昭和50年度予算

昨年並みの財政規模

改良住宅建設など

継続事業を中心に

一般会計

町では、昭和五十年年度予算が三月二十九日の定例議会で議決され成立しました。

最近の地方財政は、一昨年の石油ショックを契機として大変な危機に直面しており、各自自治体とも五十年年度予算は非常に苦しいものとなっています。

国の予算、地方財政計画などについても総需要抑制の方針は変わらず、本町でも昨年にくらべて財政の伸びはほとんどありません。

財源の確保については、地方交付税率の引上げを強力に働きかけると同時に超過負担(町負担)の解消をはかり、さらには国と地方自治体間の税源再配分等による財源の確保に努めなければなりません。

また、税収の確保および使用料や

手数料の適正化をはかるなど収入の確保に努めるとともに、支出は消費的経費などは節減に努め、効果的な財政運用を積極的に推進します。

自主財源の少ない当町としては国の予算編成の影響をうけながらも、継続事業を中心として住民の生活に関連する公共施設の整備に重点をおいた予算としています。

主な公共投資事業

- 改良住宅建設事業(高松地区改良住宅) 八三六、八〇九千円
- 学校建設事業(下二小・水巻南中学校舎防音工事) 五七九、二一〇千円
- 産炭地城開発就労事業(唐ノ熊・立屋敷線改良工事) 三九、〇一五千円
- 特定地域開発就労事業(吉田団地道路、古賀・帆線道路舗装工事) 六四、二九五千円
- 道路維持新設改良事業 九四、〇七〇千円
- 橋梁維持改良事業 二五、九三〇千円
- 河川浚渫事業 二〇、二六〇千円
- 道路・河川等鉱害復旧事業 二八八、〇七七千円
- 地盤等鉱害復旧事業 二〇五、六五四千円

一部事務組合分担金

- 伝染病組合 八、八八八千円
- 老人福祉施設組合二、八八二千円
- 火葬場組合 七、九七二千円
- し尿処理組合 五二、三三六千円
- ごみ処理組合 四七、六四七千円
- 消防組合 七五、一三九千円

農業共済事業

農業共済事業特別会計予算は、「農作物共済勘定」、「家畜共済勘定」、「業務勘定」に分けて編成されています。

農作物共済勘定

一七六万五千元

引受面積百五十ヘクタールを見込み、共済金額は法で認められた最低のキログラム当たり百二十円とし、基準反収は四百六十七キログラムで編成しています。

家畜共済勘定

一九万六千元

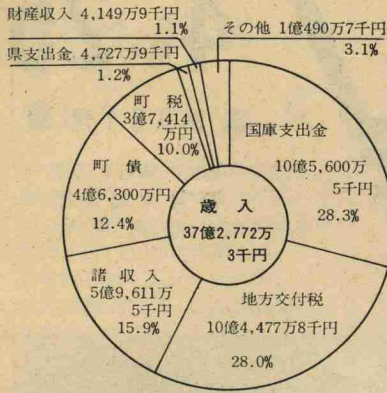
一頭当りの共済金額八万五千元引受頭数五頭を見込んで編成しています。

業務勘定

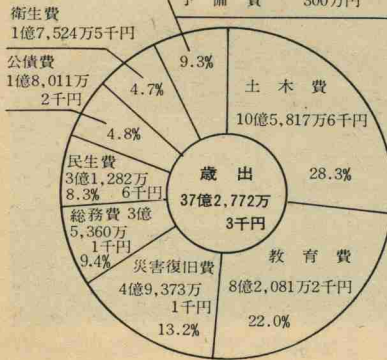
五六八万二千元

歳出は事務費四百九十二万七千円損害評価費など十九万六千円その他五十五万九千円の計五百六十八万二千円で、財源は県支出金百六十九万一千円その他で、不足分は一般会繰入金計三百七十一万六千円を見込んで編成しています。

昭和50年度一般会計歳入歳出予算



労働費	1億173万8千円
消防費	9,167万8千円
議会費	7,635万9千円
農林水産業費	3,433万1千円
諸支出金	1,708万円
商工費	903万4千円
予備費	300万円



水道事業会計予算

収入 収益的収入及び支出 (単位千円)

区	分	予定額
水道事業収益		150,982
	給水使用料	141,808
	受託工事収益	2,058
	負担金及び納付金	6,000
	その他の収益	810
	受取利息	300
	その他の収入	5
	一般会計補助金	1

支出

区	分	予定額
水道事業費		180,333
	原水購入費	84,824
	給水管管理費	20,811
	総係費	33,954
	受託工事費	2,058
	資産減耗費	1,527
	減価償却費	8,060
	その他の営業費用	150
	支払利息	28,849
	予備費	100

収入 資本的収入及び支出 (単位千円)

区	分	予定額
資本的収入		32,401
	国庫補助金	21,601
	企業債	10,800

支出

区	分	予定額
資本的支出		42,690
	鉦害復旧事業費	26,872
	新設改良費	6,176
	財産購入費	4,675
	企業償還元金	4,967

昭和50年度国民健康保険歳入歳出予算

歳入

区	分	金額
国民健康保険	国民健康保険税	87,758
	使用料及び手数料	30
	国庫支出金	176,522
	県支出金	177
	財産収入	500
	繰越入金	1
	繰入金	1
	諸収入	1,113
	歳入合計	266,102

歳出

区	分	金額
国民健康保険	総務費	19,645
	保険給付費	235,358
	保険施設費	6,080
	公債費	500
	予備費	4,519
	歳出合計	266,102

当初から赤字を見込む 必要な抜本的対策

収益的収支

収入 1億5,098万2千円

支出 1億8,033万3千円

資本的収支

収入 3,240万1千円

支出 4,269万円

業努力を必要としています。

水道事業会計は、この予算額をみてもわかりますが、収益的収支として二、九三五万一千円の赤字となっています。収益的収入とは給水使用料や工事収益および負担金、納付金その他の収益などですが、支出としては水道原水の購入費、給水管理費、総係費、受託工事費、減価償却費その他の営業費用などです。一方資本的収支でも一、〇二八万九千円の赤字になります。資本的収入は、鉦害復旧事業の国庫補助金、単独の新設改良事業の企業債による収入です。支出は、建設改良費、財産購入費、企業償還元金などの支出です。両方の赤字額が三、九六四万円になりますが、これを解消するためには使用料の高率な徴収や事務経費などの節減など、強力な事業努力を必要としています。

れます。

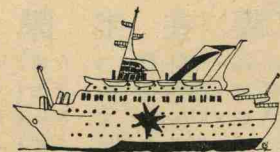
国保会計は独立採算を原則としていますが、老人医療、幼児医療の無料化による影響、高額医療費支給制度の実施による影響などに加え、昨年二回にわたり三十六・三パーセントにおよぶ医療費の大幅引上げが行なわれたため、国保財政は著しく悪化しています。国の政策である老人医療制度のはねかえりが国保事業を圧迫している現状において、全額国庫負担化、および乳幼児医療の国・県補助金増額などの大幅な改革が望まれます。

水道事業会計

国民健康保険事業

高額医療費支給制度で 苦しい台所

青年の船 団員募集



国は、昭和五十年年度の「青年海外派遣(長期・短期)」と「青年の船」の一般団員を募集しています。

- ◇申込期限 五十年五月六日
- ◇申込先 福岡市中央区天神一ノ一ノ一福岡県民生部青少年対策室(書留のこと)
- ◇提出書類
 - ・申込書 一通
 - ・勤務先の雇用主等の応募承諾書 一通
 - ・作文 二百字詰原稿用紙五枚以内
 - ・戸籍抄本 二通
 - ・履歴書 一通
 - ・健康診断書 一通
 - ・写真 一葉(五×五)

※ 応募用紙は、町教育委員会にあります。資格はかくわしいことは町教育委員会(☎六九一—〇四〇三)におたずねください。



悩みや心配ごとなど

どんなことでもお気軽に

心配ごと 合同相談 人権法律

水巻町社会福祉協議会は、次のとおり「心配ごと相談」と「人権法律相談」を合同で行ないます。相談は無料、秘密はかたく守られます。お気軽にどうぞ。

◇日時

5月6日 13時～16時30分

5月16日 10時～15時

5月26日 13時～16時30分

◇場所 水巻町民会館日本間

※ 五月三日は、新憲法が施行されて二十八年目の記念日にあたり

り、社会福祉協議会でもこの記念行事の一つとして、五月十六日に特別に「人権法律相談所」を開設します。

この日は小倉法務局、遠賀福祉事務所からも、担当職員が出席し相談に応じます。

◎相談員

・人権法律相談

・小倉法務局担当職員

・生活更正相談

・遠賀福祉事務所担当職員

行政相談

・婦人母子相談
・遠賀福祉事務所婦人相談員

・公営住宅・河川・公害・課税・一般許認可、また国鉄・電々・専売・公団・公庫・事業団に対する苦情や不満などの相談を受け、監察局の職員といっしょに問題の解決にあたります。

行政管理庁は、国が行なっている行政や事業などについて、みなさんの不満や苦情を聞き、あつせん解決するため、全国の市町村に行政相談委員を委嘱しています。

行政相談委員は、行政監察局から直接任じられるもので、恩給・年金・登記・保険・生活保護・農地・環境衛生・郵便・道路・交通

行政相談委員は、行政監察局から直接任じられるもので、恩給・年金・登記・保険・生活保護・農地・環境衛生・郵便・道路・交通

◇日時

5月16日 10時～15時

◇場所 水巻町民会館日本間

◇行政相談員 武尾友敏

住所 水巻町頃末

電話 691・6022

福祉年金の受給者は 所得状況の届出を忘れずに

五月六日から町内の郵便局で、福祉年金(老齢・特別・障害・母子)の支払いがありますが、これを受給されるご前年の所得状況の届出をしなければなりません。

年金受給後五月末日までに年金証書を持参し、役場年金係で手続きをされるようお願いいたします。

最低賃金の改定

福岡県

県では、最低賃金が改定され県内の事業所では、49年12月15日からこの最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金額 1日 1.610円
所定労働時間が、その事業所の一般労働者の労働時間より短い者(パートタイマーなど)は1時間 202円
◎日額で定められた最低賃金額 1日 1.610円の「1日」とは、事業所で定められている1日の所定労働時間のことです。

◎最低賃金額に含まれない賃金
○精皆勤手当、通勤手当、家族手当、なお、時間外、休日労働、深夜業などの割増賃金はもちろん含まれません。

◎最低賃金の適用を除外される労働者
精神または身体の障害により著しく労働能力の低い労働者であって、この最低賃金額以上の賃金を支払うことが不適当と思われるときには、福岡労働基準局長の許可を受ければ1日 1.610円より低い賃金で使用することができます。

◎その他
産業別に定められた現行最低賃金で、1日 1.610円より低いものにはいずれもこの最低賃金が適用されます。

最低賃金についてのおたずねは、もよりの労働基準監督署へ。

胃の集団検診

◇日時 5月20日

午前 9時～11時30分

午後 1時～2時30分

◇会場 町民会館前(検診車内)

◇料金 500円(個人負担)

1500円(町補助)

◇検診の申込み 5月1日～18日

(検診人員100名、受付順で定員になり次第締切りますので早めに申込みください)

◇申込み場所 役場厚生課衛生係

料金は、申込みのときに前納してください。(未受診のときは返金します)

また、申込みれるときに診や注意事項がありますので、本人が申込みをされるようお願いいたします。

部落解放同盟中遠地協 水巻支部を結成

支部長 蛙田末美
副支部長 右田季夫
事務所 水巻町伊佐座 林住宅1～5
(電話 602・7236)

日曜在宅医

4月27日 森田医院内・児科 樋口 691・0616
5月4日 永松医院内・耳鼻科 頃末 691・0386
11日 村田医院内・児科 頃末 691・0745
18日 中村医院内・児科 下二 691・5820

診察時間は 9時から 17時、原則として往診はいたしません。

家の新築は

鉱害復旧工事 計画とあわせて

町では、各所で鉱害復旧工事を行なっていますが、これから家を建てられる方(特に農地を転用される場合や、道路などに隣接している土地など)は町、の行なっている鉱害復旧計画とも関連がありますので、地盤の高さなどについては事前に町鉱害課に問い合わせをされてから工事にとりかかれるようお願いします。

○発行人

水巻町長 伊藤衛門

○印刷

水巻町住民相談室

(電話 601

1

4321

1

4321

1

4321

1

4321

1

4321

1

4321

1

4321

1

4321

1